

# 刈谷市三世同居等住宅取得等支援補助金

令和6年4月1日現在

## ◆ 概 要

子育て世帯が安心して生活できるよう、世代間で助け合える三世同居又は近居するための住宅取得等を行う場合に、その費用の一部を補助します。

## ◆ はじめに

- 1 補助金の交付条件として、補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前に、補助対象事業の認定が必要であり、また「住宅の取得等」及び「三世同居等の開始」をもって補助対象事業の完了となることなど、制度や条件が複雑なため、申請を検討される際は、事前に建築課までご相談ください。
- 2 申請に際しては、刈谷市三世同居等住宅取得等補助金申請の手引きを必ずご確認ください。
- 3 申請に係る添付については、その他市長が必要と認める書類を要する場合があります。
- 4 予算には限りがありますので、予算が無くなり次第、交付申請の受付を終了します。

## ◆ 用 語

4ページ記載の表をご確認ください。

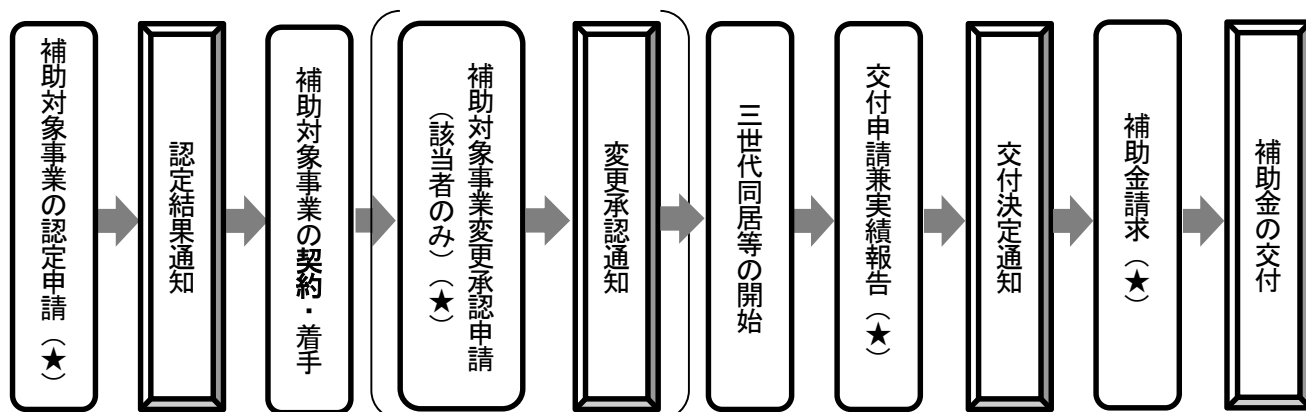
## ◆ 補助対象要件の早見表

区分		補助対象者	補助対象事業後に同居	補助対象事業前から同居
同居	新築	子又は親	対象	対象
	増築又は改築 (10㎡超)			
	取得			
	リフォーム	子又は親	対象(住所変更が必要)	対象外
近居	新築、取得	子	※	

※ 近居にあつては、子家族が補助対象住宅に住所を変更する場合に対象とします。

補助対象事業、補助対象者、補助対象住宅等については、各項目に詳細を記載していますので、ご確認ください。

## ◆ 補助金交付までの流れ (★は補助対象者が行う手順を示します。)



## ◆ 補助対象事業

次の1から3のいずれにも該当するものとします。

### 1 次のいずれかに該当するもの

#### (1) 三世代で同居するために行う次のいずれかに該当するもの

ア 住宅の新築

イ 住宅の増築又は改築（増改築に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるものに限る。）

ウ 住宅のリフォーム（子家族又は親家族のいずれか一方が当該住宅に住所を変更するものに限る。）

エ 住宅の取得

#### (2) 三世代で近居するために住宅を新築し、又は住宅の取得をするもの（子家族がこれらの住宅に住所を変更するものに限る。）

### 2 刈谷市からの事業認定を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに住宅の新築、増築、改築若しくはリフォームの工事又は取得の契約に係る支払を完了するもの

### 3 支払を完了した日の属する年度の末日までに同居又は近居を開始するもの

## ◆ 補助対象者

次の1から3のいずれにも該当する子とします。ただし、三世代で同居する場合にあっては、子又は親とします。

1 認定申請日において、同一の子及び親の関係で補助金の交付を受けたことがないこと。

2 同居又は近居をする者全員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 市が賦課徴収を行う税金を滞納していないこと。

## ◆ 補助対象住宅

次の1から6のいずれにも該当する住宅とします。ただし、補助対象者及びその配偶者の三親等内の血族が所有する住宅を取得する場合を除きます。

1 補助対象者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記がされているものであること。

2 補助対象者及びその配偶者の所有権割合の合計が2分の1以上であること。

3 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に新築、増築又は改築をされたものであること。

4 三世代同居等に係る居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であること。

5 近居にあっては、子家族の居住の用に供するもの。

6 併用住宅にあっては、三世代同居等に係る居住の用に供する部分が全体の延べ面積の2分の1以上を占めるものであること。



## ◆ 補助対象経費及び補助金の額

次の表に掲げる区分に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であって、補助額に定められた額（千円未満の端数が生じた場合は切捨て）とします。ただし、補助対象経費の額が100万円に満たない場合及び以下に掲げる費用は対象としません。

- ・家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用（取得する住宅に付随するものを除く。）
- ・本市の他の補助金等の交付の対象となる費用

区分		補助額	加算額（※）を含めた上限額
同居	新築、増築、改築、取得	補助対象経費の2分の1 （上限 80万円）	100万円
	リフォーム	定額 30万円	50万円
近居	新築、取得	定額 20万円	40万円

※ 次の条件を満たす場合は表中の補助額に10万円ずつ加算します。

- ・補助対象住宅の敷地が居住誘導区域に存する場合
- ・子と同居する孫の人数が3以上の場合

## ◆ 申 請

### ▼ 認定申請

補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前に、認定申請書（刈谷市HPよりダウンロード）に必要事項を記入し、次の1から7に掲げる書類を添えて、建築課まで提出してください。

- 1 三世代同居等関係確認書（刈谷市HPよりダウンロード）
- 2 補助対象住宅の所在地（予定地を含む。）が確認できる書類
- 3 補助対象住宅の延べ面積（増築又は改築をする場合にあってはこれらに係る部分の床面積、併用住宅にあっては三世代同居等に係る居住の用に供する部分の床面積を含む）が確認できる書類
- 4 補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し
- 5 戸籍謄本等三世代の関係が確認できる書類
- 6 母子健康手帳の写し（孫が胎児の場合に限る。）
- 7 補助対象住宅の平面図（併用住宅の場合は三世代同居等に係る居住の用に供する部分を明示すること。）

なお、事業認定を受けた方で認定に係る内容を変更しようとする場合は、予め市の承認が必要となりますので、事前に建築課までご相談ください。

### ▼ 交付申請

支払を完了した日の属する年度の末日までに、交付申請書兼実績報告書（刈谷市HPよりダウンロード）に必要事項を記入し、次の1から6に掲げる書類を添えて、建築課まで提出してください。

- 1 同居又は近居を開始したことが確認できる子家族及び親家族の住民票の写し
- 2 補助対象住宅の登記事項証明書
- 3 補助対象住宅の写真（リフォームにあっては、当該リフォーム箇所の工事实施前後の写真）
- 4 工事請負契約書又は売買契約書の写し（補助対象住宅の平面図を含む。）
- 5 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し又はこれに類するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## ◆ 用 語

用 語	定 義
子家族	孫及びその者の父又は母（全ページにおいて「子」と総称する。）が属する世帯で、同居するものをいいます。
孫	交付申請日において、15歳に達した日の属する年度の末日以前の者（認定申請日において、出産予定であることが母子健康手帳で確認でき、出生後に同居する予定の者を含む。）をいいます。
親	子のいずれかの二親等内の直系尊属をいいます。
親家族	親の属する世帯（当該世帯に孫及び子が属する場合は、孫及び子を除く。）をいいます。
三世代	孫、子及び親をいいます。
三世代同居等	子家族と親家族が同居し、又は近居することをいいます。
近居	交付申請日時点において、親家族が市内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当する形態をいいます。 1 子家族及び親家族が市内の同一又は隣接の小中学校区（小中学校学区制条例（昭和26年条例第10号）第2条に規定する学区をいいます。）内に存する別棟又は別住戸である住宅に居住すること。 2 子家族が居住誘導区域内に居住すること。ただし、同居に該当するものを除きます。
居住誘導区域	刈谷市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいいます。
リフォーム	新たに同居するために、子又は親が市内に所有する住宅で行う工事であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 1 調理室、浴室、便所及び玄関のうち1種類以上の増設又は改修 2 間仕切壁（建具を含む。）の設置又は撤去
併用住宅	その一部を人の居住の用に供する住宅をいいます。

## ◆ その他

- 1 令和6年4月1日から同年6月30日までの間に補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結した方は、認定申請に必要な書類を同年7月30日までに提出ください。
- 2 令和5年度に補助対象住宅（分家住宅等を除く。）に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結した方（当該者及びその親が、それらの者の関係で補助金の交付を受けたことがない方に限る。）であって、令和6年4月1日から同年12月31日までに補助対象住宅の新築、増築、改築若しくはリフォームの工事又は取得の契約に係る支払を完了した方については、認定対象者とみなして補助金交付の対象者となります。補助金交付に必要な書類等については、刈谷市三世代同居等住宅取得等補助金申請の手引き又は建築課に確認ください。
- 3 刈谷市と独立行政法人住宅金融機構との協定締結により、一定の要件を満たす補助対象者は、フラット35の借入金について一部金利引き下げの優遇を受けられます。
- 4 補助金の交付後、交付申請日から3年が経過する前に三世代同居等を解消した場合や、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、取り壊し等を行った場合、補助金の返還を求められます。

問 合 せ 先   刈 谷 市 役 所   建 築 課   電 話   0 5 6 6 - 6 2 - 1 0 2 1